

志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定変更の認可について

平成20年8月22日
北陸電力株式会社

本日、「志賀原子力発電所原子炉施設保安規定¹」の変更について、経済産業大臣から認可を受けましたのでお知らせします。

これは、新潟県中越沖地震で発生した柏崎刈羽原子力発電所内の変圧器火災を踏まえ、発電所における初期消火活動のための体制の整備を図ることを規定した「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(実用炉則)²」の改正(平成20年6月20日)を受けて、7月11日に保安規定変更の申請を行い(同日お知らせ済)、審査を受けていたものです。

変更の主な内容は、以下の通りです。

1. 消防機関への専用回線電話の設置
2. 初期消火活動を行うための要員の配置
3. 化学消防自動車、泡消火薬剤の配備

これらの初期消火活動のための体制の整備については、既に自主的に実施しているところですが、今後は保安規定に基づく活動とし、志賀原子力発電所のより一層の安全確保に努めてまいります。

以上

添付資料：志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定の具体的変更内容

- 1 保安規定：原子炉の運転や保安のために必要な事項を定めた規定であり、事業者が作成・申請し、国の認可を受けているもの。
- 2 実用炉則：原子炉等規制法などの法律、施行令に基づき、原子炉の設置、運転等に関して経済産業省が定めた規則。

志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定の具体的変更内容

- 1 . 火災の発生を消防機関に確実に通報するために必要な設備の設置
 - ・ 消防機関への専用回線を使用した通報設備を中央制御室に設置する。

- 2 . 初期消火活動を行うために必要な要員の配置
 - ・ 初期消火活動を行うための要員を 10 名以上常駐させる。

- 3 . 化学消防自動車、泡消火薬剤その他資機材の配備
 - ・ 化学消防自動車を 1 台、泡消火薬剤を 1500 リットル以上配備する。

- 4 . 初期消火活動を行うために必要な体制の整備
 - ・ 保安規定第 13 条に定める巡視により、火災の有無を確認する。
 - ・ 震度 5 弱以上の地震が観測された場合、発電所内の火災発生の有無を確認する。

- 5 . 初期消火活動のための体制の定期的な評価
 - ・ 総合的な訓練等により、初期消火活動のための体制を評価し、その評価結果に基づき必要な見直しを行う。

以 上